

平成 22 年 7 月 29 日

各 位

西日本シティ銀行

人民元建て貿易決済業務の取扱い開始について

西日本シティ銀行（頭取 久保田 勇夫）は、地元企業の国際ビジネスを支援するため、下記のとおり人民元建て貿易決済業務の取扱いを開始いたしますのでお知らせします。

記

1. 経緯・目的

平成22年6月22日に中国当局が発表した人民元建て貿易決済に関する規制緩和措置により、日本・中国間の貿易決済について制限付きながら人民元建て取引が解禁されたことを受け、当行はお客様が中国の貿易取引先から人民元建て取引や、米ドルや日本円といった通貨から人民元に貿易決済通貨の変更を求められるケースが増加することを想定し、九州の地銀で初めて人民元建て貿易決済業務の取扱いを開始いたします。

当行は金融決済機能の多様化・高度化を通じ、お客様の中国ビジネス競争力の向上をサポートしてまいります。

2. 取扱開始日

平成22年8月2日（月）

3. 人民元建て貿易決済業務の概要

(1) 取扱対象となる取引

当行お取引先の国内企業と中国企業との貿易決済取引で人民元建て取引が可能な取引

(2) 取扱業務

人民元建て外国送金

中国への送金（輸入）、中国からの送金の受取り（輸出）

人民元建て信用状取引等

信用状開設（輸入）、輸出手形取立て（輸出）

人民元建て外貨預金口座開設

貿易決済を目的とした当座預金の開設

人民元建て取引は、米ドル、ユーロ、豪ドル等の通貨建て取引と異なり、中国政府等により引続き大幅な取引規制が掛かっています。また、取引を行うには様々な条件があります。

詳しくは当行国際部グローバルビジネス・サポートセンター、またはお取引店へお問い合わせいただき、人民元建て貿易決済取引の仕組みや留意点などをご確認ください。

以上

本件に関するお問い合わせ先

国際部 グローバルビジネス・サポートセンター 古川・甲斐 TEL092 476 2560

人民元建て貿易決済取引における留意点等

日本・中国間の人民元建て貿易決済が可能な中国の対象地域および企業

日本 中国	輸 入	輸 出
輸 出	パイロット地域 20 省 (*) に所在するパイロット企業 (**) と可	
輸 入		パイロット地域 20 省に所在する基本的には全ての企業と可 (一部例外を除く)

(*)パイロット地域 20 省：上海市、広東省等の自治区と直轄市を含む省 (表 1 ご参照)

(**)パイロット企業：中国当局から人民元決済を認められた企業

【参考】人民元建て貿易決済が可能な国・地域、企業等

(表 1)

		規制緩和後
中国との人民元建て貿易決済ができる国・地域		すべての国と地域
中国内で人民元建て貿易決済ができる地域 (パイロット地域 20 省)		上海、広東、北京、天津、内モンゴル*、遼寧*、吉林*、黒龍江*、江蘇、広西*、浙江、福建、山東、湖北、海南、重慶、四川、雲南*、チベット*、新疆*
中国内の人民元建て貿易 決済ができる企業 (パイロット企業)	日本の輸入	パイロット企業
	日本の輸出	基本的にはパイロット地域に所在するすべての企業 (但し、一部企業は不可)
	サービス貿易、その他 経常取引	

(備考) *印の辺境省・自治区で、輸出入経営資格を持つ企業は、指定の通関地において近隣国との一般貿易および辺境小額貿易の輸出貨物について人民元決済が可能